

墓碑建立時等における施工基準等

1. 墓碑その他これに類するものの高さは、2000mm 以内とすること。
2. 囲障（巻石）は、指定境界線から 10mm 以上控えて設置し、施工は墳墓地盤から 300mm 以内の高さとすること。
3. 盛土の高さは、墳墓地盤から 300mm 以内とすること。
4. 墓碑及び囲障（巻石）等が傾倒又は沈下しないよう墳墓の地固めをすること。
5. 墓碑又は墓標に表示する家名は、使用者の家名と同一にすること。ただし、使用権の承継その他特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
6. 墳墓内に植栽はしないこと。
7. 墓地にふさわしくないと認められる施設を設けないこと。
8. 工事完了届には写真（前後面）を添付し、同施行規則、同内規に違反している場合は、是正措置を講じること。なお、工事設計書に変更があるときは市と事前協議を行うこと。
9. 墓地内での車両移動は墓碑等の接触に注意し徐行運転すること。
10. 工事期間中は墓地臨時使用許可証（写し）を携行すること。
11. 工事に伴う器具等は水道排水口で洗浄しないこと。
12. 工事終了後のゴミ等は持ち帰ること。
13. 墓地を目的以外に使用しないこと。